

泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託

仕 様 書

令和3年7月

泉北環境整備施設組合

# 第1章 総則

## 1 目的

泉北環境整備施設組合（以下「本組合」という。）では、現在運営する一般廃棄物中間処理施設（泉北クリーンセンター）の老朽化が進行していることから、今後のごみ発生量の将来予測などを踏まえ、本組合の廃棄物処理施設全体について、将来を見据えた具体的な検討を行う時期にきている。

また、菅総理の2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル宣言から、脱炭素社会の実現に向けた取組は、国、地方の最重要課題とあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等に廃棄物エネルギーを供給する等、地域の低炭素化に努め、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが重要であるとされている。

このことから、将来の一般廃棄物処理施設のあり方についての検討会及びプロジェクトチーム会議（第2章において「検討会等」という。）を立上げ、今後の広域化施設の整備に向けた泉北クリーンセンター基本構想（以下「本構想」という。）を策定することとしている。

本構想は、本組合の現状や将来の社会情勢を十分考慮し、最適な処理システムや施設の移設も含めた候補地の選定方法、事務スケジュール等の基本的な指針を定めるほか、将来にわたり安定かつ効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減を図り、地域循環共生圏や脱炭素社会の構築など、多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備に向けたものと位置付けているため、受託事業者の有する専門的な知識、技術等をもって、本構想の策定に必要な資料の作成、構成に係る助言等の支援を得て策定するものである。

## 2 委託業務名

泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月20日までとする。

## 4 現有施設概要

1) 施設名称	泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター
2) 施設所管	泉北環境整備施設組合
3) 所在地	大阪府和泉市舞町 87 番地
4) 面積	敷地面積：42,407.38m <sup>2</sup> 延床面積：25,967.08m <sup>2</sup>
5) 施設規模	焼却処理施設（1・2号炉）：300t/日（150t/24h×2基）

	粗大ごみ処理施設 : 22t/5h×1基, 18t/5h×1基 資源化施設 : 25t/5h (エコトピア泉北)
6) 建設年月	焼却処理施設 (1・2号炉,粗大ごみ処理施設) : 竣工 平成15年3月25日 資源化施設 : 竣工 平成28年3月28日
7) 処理方式	焼却処理施設 : 全連続燃焼式機械炉 (ストーカ炉) 粗大ごみ処理施設 : 衝撃剪断併用回転式 資源化施設 : 手選別方式
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃 焼 設 備	全連続燃焼式機械炉
燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	廃熱ボイラ式
排 ガ ス 処 理 設 備	ろ過式集じん器+乾式有害ガス除去装置+窒素酸化物除去装置
排 水 処 理 設 備	プラント排水 : 凝集沈殿処理後再利用 (余剰水は下水道放流) ごみピット汚水 : 高温酸化処理方式 (炉内吹込み) 生活系 (洗濯排水、手洗い排水及び試験室よりの排水) : 凝集沈殿処理後再利用 (余剰水は下水道放流) 生活系 (その他) : 下水道放流
余 熱 利 用 設 備	発電 (余剰分は売電)、場内蒸気利用 (冷暖房)、場内温水利用、 隣接プールへ温水供給
通 風 設 備	平衡通風方式
灰 出 し 設 備	ピットアンドクレーン方式
粗 大 ご み 処 理 施 設	受入・供給設備 : ピットアンドクレーン方式及び粗選別装置 選別設備 : 機械式選別

## 5 基本事項

### (1) 本仕様書の適用範囲

本仕様書は、本組合が発注する「泉北クリーンセンター基本構想策定業務委託」に適用し、受託事業者は、本仕様書に明記なき事項であっても、業務上必要と思われることは、本組合と協議のうえ決定し行うものとする。

### (2) 業務管理

ア 受託事業者は、業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を重複することなく配置すること。

イ 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行う。

ウ 管理技術者及び照査技術者は、技術士 (衛生工学部門のうち選択科目廃棄物管理) あるいは、シビルコンサルティングマネジャー (RCCM: 廃棄物部門) の資格保有者でなければならない。

また、選任する各技術者は、受託者の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (契約締結時点で6ヶ月以上の雇用関係) が確認できる書類 (受託者会社名記載の健康保険被保険者証等) の写しを提出すること。

エ 業務の円滑な推進を図るため、本組合及び受託事業者は常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い業務を処理する。

オ 業務の途中において、本組合が報告を求めたときは、受託事業者は速やかに報告を行うものとする。

(3) 法令等の遵守

本業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令等を遵守する。

(4) 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集等は原則として受託事業者が行うが、現在、本組合が所有し業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本組合に提出し、業務完了時に返納する。

(5) 秘密の保持

受託事業者は、常に本組合の立場であるということを認識し、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(6) 留意事項

受託事業者は、関係する諸官庁と協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合には、誠意をもってこれにあたり、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、遅滞なく本組合に提出する。

## 6 提出書類

受託事業者は、業務の着手及び完了にあたって、本組合の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 工程表
- (4) 完了届（組合指定様式）
- (5) 引渡書（組合指定様式）
- (6) その他必要書類

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度、本組合の承諾を受けること。

## 7 検査

受注者は、本業務の完了に際し、成果品について本組合の検査を受けるものとする。なお、検査完了後であっても、成果品に関して不備・見直しがあった場合、受注者の負担において速やかに訂正のうえ、納品すること。

## 8 成果品

第2章に定める各業務内容の完成時点で、速やかに印刷分及びデータにより納品すること。ただし、成果品の具体的な内容については、本組合と協議のうえ決定する。成果品に関しての著作権及び所有権は本組合に帰属する。

- ①基本構想の概要版及び本編・資料編（A4 レザック製本各10部、加除式1部）

②検討会、委員会会議提出資料及び議事録 必要部数

③上記データを収めた CD-R 又は DVD-R

## 9 契約代金の部分払い

本組合は、あらかじめ予算に定められた限度額をもって部分払いを行うものとする。なお、部分払いを行う場合、受注者はあらかじめ本組合と協議したうえで中間報告書を作成し、令和4（2022）年3月31日までに本組合の検査を受けるものとする。

## 10 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、本組合の意図を十分に理解し業務を遂行する。

## 第2章 基本構想策定業務内容

### 1 委託内容

本構想は、今後の施設整備、施設の移設も含めた候補地選定等の指針となる計画であるが、一方で、今後の計画推進や用地選定等の際に地域住民あるいは構成自治体、議会等への計画の周知や認識を得ることを目的として策定するものである。

このことから、受託事業者は、本業務の実施にあたり、仕様で定める内容について、基本構想に相応しい資料構成となるよう十分に整理・検討したうえで、必要な資料等を作成するとともに、今後の事業推進を見越し、より具体化した構想となるよう、本組合及び検討会等へ必要な助言等を行い、また、本組合が求める資料の提出及び修正等にも的確に応じるものとする。

なお、本構想は受託事業者の助言を得ながら、本組合と検討会等において策定内容の協議を行い、受託事業者の作成する資料等を効果的に活用・配置することにより、最終的に本組合との協同により構想を取りまとめることに留意すること。

#### (1) 施設整備目標年度

令和16年度以降、下記の整備予定施設の全てが稼働することを目標とする。

#### (2) 整備予定施設（一般廃棄物処理施設）

- ア 可燃ごみ処理施設
- イ 粗大ごみ処理施設
- ウ 資源化施設

#### (3) 業務内容

- ア 基本構想策定に関すること
- イ 会議等の技術的支援に関すること
- ウ 廃棄物処理システム等の検討に関すること

#### (4) 業務詳細

本構想に規定する事項のうち、受託事業者において整理・検討し作成する資料は、次の項目のとおりとするが、その他にも必要と認められる事項があれば、本組合及び受託事業者協議のうえ、資料作成等の支援を行うものとする。また、本組合が定期的開催する諸会議において、中間的に報告を行うこととしており、当該報告のための資料について、本組合の求めに応じ作成すること。

##### ア 計画条件の整理

- ① 本組合構成市の現状（地理・地形、人口動態・分布、都市形態の動向、土地利用状況、将来計画等）
- ② ごみ処理状況の把握（ごみ処理体制、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況、事業用地等）
  - ・上位計画との整合性

- ・現状の課題
- ③ごみ処理技術の動向
  - ・ごみ処理技術における最新の技術的動向を調査し、整理する。
- ④処理システムの検討
  - ・ごみ量、ごみ質の長期的見通し
  - ・処理技術の適応性の検討
  - ・処理システム案の作成と評価

#### イ 各施設の処理に係る基本的な構想

既存施設の処理状況や将来的なごみ排出量を把握したうえで、今後必要となる処理体制等を整理し、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理施設整備計画等を十分考慮し、施設規模、必要面積、整備費用、処理方式、地域における他の役割等、基本構想として必要な事項を整理する。

#### ウ 本組合構成市圏域における施設建設立地特性

整備施設の建設立地に関する検討を行うものとする。具体的には、立地選定に際し各施設の考慮すべき特徴、圏域での土地利用上の法規制の分布の状況、全国的な建設地の事例など、施設の種類ごとの立地特性に関し、必要となる項目を抽出し検討・整理する。※候補地選定を行うものではない。

#### エ 用地選定手法の検討

本組合では、中間処理施設の整備を行ううえで、施設の移設も含めた用地選定作業を実施する必要がある。このため、用地選定の具体的手法の抽出、手法の特徴整理などを行い、本組合が進めて行くべき用地選定手法の選択に必要な資料を整理すること。

#### オ 施設建設に向けたスケジュール

現有の一般廃棄物処理施設については、概ね令和15年度末までの継続稼働を計画しているが、各施設の現状や今後の処理可能年数、各種計画策定、事業方式や処理方式（機種選定等）の検討、環境影響調査などを考慮した詳細な施設整備スケジュールを整理すること。

#### カ 事業運営方式等の検討

以下の観点に留意し、検討すること。

##### ① 事業方式導入の基本的考え方

基本構想に基づく整理、先進事例の状況把握

##### ② 事業スキームの検討

法的条件の整理、支援措置の検討、対象業務範囲の設定、官民の役割分担、事業期

間の設定、想定される事業スキーム

③ 概算事業費の算出

新たな施設の概略計画から基本的な概算事業費を算定

キ 建設費削減の検討

一般廃棄物処理施設の建設費は、本組合構成市にとって大きな負担となるため、整備予定施設別の建設費の削減の検討、財源計画、比較資料を整理すること。

ク 脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に向けた検討

本組合が、次期更新炉を建設するにあたっては、単にごみを焼却処理するだけでなく、環境への負荷を少なくすることはもちろんのこと、脱炭素や自然共生への取組、地域の活性化にも寄与し、地域循環共生圏の創造を推進していくことが重要であることから、地球の未来に貢献できる新しい廃棄物処理施設のあり方を検討する。

ケ 廃止施設等の活用策

廃止施設の活用策、あるいは解体撤去後の土地利用について検討するとともに、課題について整理を行う。